

第 15 号議案

桶川市職員の給与に関する条例及び桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

**第 1 条** 桶川市職員の給与に関する条例（昭和 30 年桶川市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項の表示及びそれに対応する改正後の欄の項の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の項を当該改正後の欄の項とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の項及び号に対応する改正前の欄の項及び号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の項及び号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第 1 号に掲げる場合を除く。

改正前	改正後
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第 17 条の 2 指定管理職員が臨時又は緊急の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に <u>勤務した</u> 場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第 17 条の 2 指定管理職員が臨時又は緊急の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に <u>勤務をし</u> た場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p><b>2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</b></p>
<p><b>2</b> 管理職員特別勤務手当の額は、<u>前項の規</u></p>	<p><b>3</b> 管理職員特別勤務手当の額は、<u>次の各号</u></p>

<p><u>定による勤務1回(市規則で定める時間以上勤務した場合とする。)</u>につき、12,000円を超えない範囲内において市規則で定める額とする。</p>	<p><u>に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に100分の150を乗じて得た額)</u>とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において市規則で定める額</p> <p>(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において市規則で定める額</p>
<p><b>3</b> <u>前2項</u>に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。</p>	<p><b>4</b> <u>前3項</u>に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。</p>

**第2条** 桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年桶川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(特定任期付職員等についての給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 給与条例第3条、第4条、第7条から第9条まで、第9条の3、第13条、第14条第2項、第14条の2、<u>第15条及び第17条の7</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p>	<p>(特定任期付職員等についての給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 給与条例第3条、第4条、第7条から第9条まで、第9条の3、第13条、第14条第2項、第14条の2<u>及び第15条</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月19日提出

桶川市長 小野克典

## 提 案 理 由

人事院勧告等に準じて、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。